

平成27年第2回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成27年2月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成27年3月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 宇治徳 庚
 - 2番 成瀬 恵津子
 - 3番 根橋 俊夫
 - 4番 三堀 善業
 - 5番 岩田 清
 - 6番 矢ヶ崎 紀男
 - 7番 熊谷 久司
 - 8番 永原 良子
 - 9番 堀内 武男
 - 10番 船木 善司
 - 11番 中谷 道文
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 宮下 敏夫
 - 14番 篠平 良平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 平成27年度辰野町一般会計予算
 - 日程第4 議案第2号 平成27年度辰野町上水道事業会計予算
 - 日程第5 議案第3号 平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算
 - 日程第6 議案第4号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計予算
 - 日程第7 議案第5号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
 - 日程第8 議案第6号 平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
 - 日程第9 議案第7号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第10 議案第8号 平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 - 日程第11 議案第9号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第12 議案第10号 平成27年度町立辰野病院事業会計予算
 - 日程第13 議案第11号 平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
 - 日程第14 議案第12号 平成27年度辰野町介護保険特別会計予算
 - 日程第15 議案第13号 辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第16 議案第14号 辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 辰野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 辰野町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第32 議案第30号 辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第32号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第33号 辰野町介護老人保健施設特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第36 議案第34号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第37 議案第35号 平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第36号 平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第37号 平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第38号 平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第39号 平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 議案第40号 平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第41号 平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第42号 平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第43号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第44号 債権の放棄について
- 日程第47 議案第45号 債権の放棄について
- 日程第48 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 議案第47号 中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について
- 日程第50 議案第48号 中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について
- 日程第51 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による報告事項
報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
について
- 日程第52 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	建設課長	漆 戸 芳 樹
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
水道課長	小 野 耕 一	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
消防署長	林 国 久	社会福祉協議会事務局長	守 屋 英 彦
両小野国保診療所事務長	河 手 潤 子		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番	宇 治 徳 庚
議席 第 2 番	成 瀬 恵津子

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。春まだ遅い信濃路ですが、立春が過ぎ、如月から弥生へ今日は桃の節句、ひな祭りであります。着実に日も濃くなり、こここのところ一気に気温が上昇し城前の桜も心なしか色づき始め「冬来たりなば春遠からじ」という言葉がありますが例年にも増して春の訪れを待ち遠しく感じさせるこのごろであります。さて、本 3 月定例議会は平成 27 年度当初予算を初め、町民生活に関連ある条例等を審議する最も重要な議会であるとともに、議員の皆様にとって任期 4 年最後、節目の定例議会となりますので十分な検討と慎重審議をお願いいたします。ここでお願いですが、既に配布済みの議案第 30 号に誤字がありました。正規議案をお手元に配布してありますので、お手数ですが各自差し替えをお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 2 回 3 月辰野町議会定例会を開会

いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配布してありますので後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集に当たり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに平成27年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄ご多用のところご出席を賜り感謝申し上げます。立春を過ぎてからも低温が続く中ではありますが、沢底地区からは春を告げる花の便りが届き、先月の21日に開幕となりました福寿草まつりでは、残雪の中、輝く福寿草を求めて遠方より大勢の方々に訪れていただきました。地域活性化にご尽力いただいている皆様方に敬意を表する次第であります。内閣府が発表した直近の月例経済報告によりますと、景気は個人消費などに弱さが見られるが穏やかな回復基調が続いている。先行きについては当面弱さが残っているものの、雇用、所得環境の改善計画が続く中で各種政策の効果もあって穏やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があると指摘しています。また、10月から12月期の国内総生産は物価変動を除く実質で前年比0.6%増、年率換算で2.2%増と四半期ぶりにプラスに転じました。4月の消費税増税以降、プラスは初めてと報告されております。上伊那地域の1月の月間有効求人倍率は1.21倍と前月から0.05ポイント上回っております。雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの着実に改善が進んでいるようであります。政府の景気対策の補正予算など総合戦略が雇用創出と景気回復に繋がることに大いに期待するものであります。今年3月卒業予定の高校生の昨年12月末現在の就職内定率は93.5%で、当時期としては3年ぶりに90%を超えて平成18年度の94.4%以来の高い水準、景気回復に加え、積極的な求人開拓や支援の結果としております。こうした情勢を踏まえ、町の新年度予算編成に当たりまして「誰もが心豊かに安心安全に暮らせるまちづくり」の実現を基調に、第五次総合計画後期基本計画策定を睨んだ「各地区よりあい会議」に出された地域の思いを反映し、十分ではありませんが道路整備や防災対策強化、また人口減少少子化対策として子育て支援などの課題や要望を盛り込みました。また、新年度は昭和30年4月に新辰野町が誕生して60周年を迎えます。この記念すべき年にこれからの地域の将来を考える大切な機会として1年間、冠を付しさまざまな事業を展開し、地域づくりを推進してまいります。新年度の一般会

計予算は歳入歳出総額83億 7,000 万円で前年度予算に対し 0.2 %減、また特別会計、企業会計につきましては12会計で総額92億 7,226 万 1,000 円。前年度比 9.5 %減の予算規模となっております。なお、国の補正予算に伴うまち・ひと・仕事創生総合戦略の地域住民生活等緊急支援のための補正予算につきましては現在事業内容を精査中であり、補正予算を追加上程させていただくこととしております。次に本年度の主な事業の進捗状況及び新年度の主要な施策につきましてご説明を申し上げます。1 番目は「豊かな自然環境を育み、活かすまちづくり」であります。しだれ栗森林公園開設以来となります井戸ポンプの交換を行い、森林に親しむ環境整備により安全に利用できる公園となりました。新年度はほたる動揺公園水路改修工事を実施し、接続環境を整え多くの人々が幻想的なホタルの光を鑑賞できるように取り組んでまいります。2 番目は「支え合いとやすらぎのまちづくり」であります。24時間電話健康相談は 1 月末現在延べ 292 人が利用。歯周疾患健診は 781 人中 106 人の受診となっております。引き続き健診事業に取り組む中で受診率を高め生活習慣病の予防に努めてまいります。保護者の子育てと就労を支援する病児、病後児保育事業は延べ52人の利用をいただいております。新年度は新たに平出保育園で延長保育を実施するとともに、町の保健室を開設し妊娠、出産、子育てと悩みや不安を抱く母親や家族の相談体制の整備と子育て環境を充実させてまいります。3 番目は「安心・安全で快適な地域を形成するまちづくり」であります。防災対策の強化が求められる中、自主防災組織の資機材整備、公共施設の耐震化等に取り組んでまいりました。特に築40年以上経過する庁舎の耐震化に合わせて正面玄関スロープの改修を行い、安全性の向上を図ることができました。また、上伊那消防広域化に伴う情報伝達システムの改修、消防団関係の機材、耐震性貯水槽の新設等、設備の整備を実施してまいりました。新年度も引き続き消防庁舎の耐震化、耐震性貯水槽の新設、防災ハザードマップの更新等に取り組んでまいります。また、各地区ごとに開催したよりあい会議において、要望が多かった道路問題は改良、舗装、維持、補修など予算を増額して対応してまいります。4 番目は「活力ある産業とにぎわいのまちづくり」であります。中部地方のビジネス展示会、メッセ名古屋へのブース代を負担し 6 社に出展をしていただき、幅広い分野の企業の方々と交流をしていただきました。好評のプレミアム商品券発行事業は国のまち・ひと・仕事創生総合戦略の地域住民生活等、緊急支援のための交付金で引き続き発行し、個人消費喚起と停滞する消費の拡大を図ってまいります。5 番目は「学びあいと育てあいのまちづくり」であります。学校施設の整備として老朽化の

著しい西小学校体育館整備事業は設計業務に引き続き本体工事を新年度にかけて実施してまいります。東小学校では玄関棟の改修工事と世代間交流施設を新築し、学童クラブに活用してまいります。美術館においてはトイレのバリアフリー化、玄関前のタイル改修工事等実施し、障がい者の方々にも利用しやすい環境を整備いたしました。新年度はしだれ栗自生地保存管理計画の策定、辰野芸術村として滞在型創作活動を展開することで地域づくりと移住・定住に結びつくことを考えております。6番目は「参加と交流のまちづくり」であります。自治会活動保険は全17区に加入をしていただき活動が容易となりましたので新年度も引き続き補助をしてまいります。新町発足60周年記念事業のための企画事業は冒頭申し上げましたように新町が発足し、60周年を迎えます。この節目を町民の皆様とともに祝い、先人の偉業に感謝するとともにこれからのまちづくりを考える契機とするため記念事業、記念行事を展開してまいります。合わせてニュージールンドワイトモ行政区との姉妹都市提携20周年記念事業を実施してまいります。7番目は「効果的・効率的な行政運営のまちづくり」であります。ふるさと寄付金につきましては1,135人1,360万円余のご寄付をいただいております。「ふるさと辰野寄`付渡」も好評いただいております。新年度もギフトの内容を検討する中で推進してまいります。また土地開発公社の経営健全化につきまして平成25年に策定した経営健全化計画に基づき経営の健全化を図ってまいります。以上、ご説明申し上げましたが、本年度に予定いたしました事業はおおむね順調に進捗しております。また新年度事業の推進に当たりましては厳しい財政状況の中ではありますが、効果的な財源の確保と重点的な配分により積極的に施策を展開してまいります。議員各位をはじめ、町民皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今定例会にご提案申し上げます議案は予算関係では平成27年度一般会計予算、特別会計予算12議案、条例の制定、一部改正等21議案、平成26年度一般会計補正予算など補正予算9議案、そのほか6議案の合計48議案であります。提案時それぞれご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願い申し上げ、定例会招集に当たっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席1番、宇治徳庚議員、議席2番、成瀬恵津子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（船木）

おはようございます。去る2月25日、議会運営委員会を開催し、平成27年第2回辰野町議会3月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月25日、辰野町告示第8号によって辰野町長より3月定例会を3月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期、並びに議事運営につきましては議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日より3月18日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算から日程第14、議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の大要について説明を求めます。

○町長

平成27年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の大要を申し上げます。平成27年度一般会計予算の総額は83億7,000万円で前年度当初予算と比較して2,000万円、0.2%の減となりました。歳入について、町税は固定資産税の固定資産評価額の減少により減額を見込みました。地方交付税は地方財政計画を参考に平成26年度の税収の落ち込みを鑑み増額を見込みました。その他交付金は平成25年度実績と平成26年度の収入見込額を基に算定しています。一般財源の不足分は財政調整基金の取り崩しと臨時財政対策債の発行により対応します。

歳出は招集挨拶で触れておりますけれども、第五次総合計画の7つの施策の大綱に沿って主なものをご説明いたしますと、「豊かな自然環境を育み活かすまちづくり」では経年劣化の激しいほたる童謡公園旧2号水路改修工事を実施し、カワニナ生息環境の整備とほたるの発生を促します。有害鳥獣捕獲報奨金はハクビシン捕獲補助金を新設し農作物への被害防止の一助を行います。2つとして「支え合いとやすらぎのまちづくり」では、子育て支援事業として、平出保育園の長時間保育の実施、第3子保育料の軽減事業、「町の保健室」を平日午前中は子育て支援センター内に設置し、午後は各保育園を巡回し、育児や子育てで悩んでいる若い世代の母親などの相談に応じて子育てのアドバイスをしてまいります。また、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を行い、生後7箇月児を対象に離乳食教室の開催、生後1箇月児健康診断料の助成等を行い、出産後早期からの健康面や経済的な支援を行ってまいります。3、「安心・安全で快適な地域を形成するまちづくり」では、消防庁舎耐震化改修工事を実施し、防災対策の活動拠点である消防庁舎の耐震化を実施してまいります。平成26年度に第五次総合計画後期基本計画の策定に向けて開催した「たつのよりあい会議」において、各区の要望が特に多かった道路問題について、道路新設改良工事、道路舗装工事、維持補修工事を前年より増額して実施してまいります。また、防災関係でも防災行政無線屋外子局を増設、ハザードマップの更新等を行ってまいります。4つとして「活力ある産業とにぎわいのまちづくり」では、設備投資に備え商工業誘致振興補助金の増額を図り町商工業の発展と活性化を進めてまいります。5つ、「学びあいと育てあいのまちづくり」では、西小学校小体育館の新築工事を実施してまいります。総合学習振興補助金として学校で特色のある総合学習を推進するための補助金を増額しました。また町の保健室の設置に併せて学校支援室を設置し、総合教育とキャリア教育の推進、保健部門、児童相談所、教育事務所と連携して保護者の支援体制を構築してまいります。6つとして「参加と交流のまちづくり」では新町発足60周年を迎え、記念式典の開催と記念事業の実施、第五次総合計画後期基本計画策定に向けて地域計画に対する町の方向性、基本構想の修正を行ってまいります。7つとして「効果的・効率的な行財政運営のまちづくり」では26年度において好評だったふるさと納税を推進し、町外の皆様へ地域資源のPRと地域産業の活性化を本年も進めてまいります。また、懸案事項の土地開発公社の健全化のための補助をしてまいります。以上ご説明したものはごく一部ではありますが、平成27年度予算を「将来に向けた課題解消のための堅実予算」、そしてよりあい会議や総合計画後期基

本計画策定のための町民アンケートに寄せられた地域や町民のみなさんが感じている課題を少しでも反映した「地域の思い反映型予算」として「誰もが心豊かに安心安全にくらせるまちづくり」を目標に事業を展開してまいります。

次に特別会計は、11会計で92億7,226万1,000円となりました。介護老人保健施設特別会計は福寿苑の閉苑によりなくなりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計及び簡易水道事業会計は、配水管布設替工事、各施設の更新改良を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。公共下水道事業会計をはじめとした下水道事業全般は、供用開始以来20年以上が経過して水洗化も順調に推移しております。引き続き宅内接続の普及及び処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。国民健康保険事業会計は、軽減対象世帯や医療費の増加により財政運営が更に厳しい状況になっています。安定かつ安心できる事業運営のために、保険税の適正な賦課徴収を行ってまいります。また疾病予防対策に重点をおき、被保険者の健康寿命延伸のために努めてまいります。町立辰野病院事業会計は、今年度電子カルテ化を予定しています。これにより地域医療連携体制の基盤が確立し、情報の共有化が図れます。医師確保が難しい中、経営は厳しい状況が続いていますが、収入の確保に努め安心のできる医療の提供ができるよう心がけてまいります。地域情報告知システム事業会計は、安心・安全な町民生活に寄与するため、必要な生活情報・緊急情報の確実かつ迅速な伝達に努めてまいります。介護保険事業会計は、第6期介護保険事業計画の推進を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう体制整備を進め、今回の制度改正に対応すべく地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。以上、平成27年度辰野町一般会計及び特別会計予算

(案)の概要を申し上げます。前年同様厳しい財政状況が続いておりますが予算の効率的運用を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、辰野町でも国の計画を勘案した辰野町版の総合戦略および辰野町の人口ビジョンの策定を平成27年度進めていくところがあります。人口の東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現すること、地域の特性に即した地域課題の解決に一体的に取り組んでいくことが急務であります。合わせて今後も景気対策や新たな成長戦略に伴う国の動向に注視して行きたいと考えております。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げ、予算編成及び提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧くださいご審議の参考にしていただければ幸いです。以上であります。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上、7議案を総務産業常任委員会に付託し、福祉教育常任委員会に対し、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費(水道費を除く) 10. 教育費。議案第7号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成27年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計予算。以上6議案を福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。日程第16、議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。以上、2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制

定について。議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。一括して提案理由を申し上げます。高齢者から子どもまでの世代間の交流施設として設置いたしました、いきいき交流センターについて地方自治法第244条の2の規定に基づき設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。概要を申し上げます。1条は条例の主旨、2条は設置目的、3条は位置を、また4条から11条までは施設の管理及び利用に関すること。賠償責任等を定めています。条例の施行日は公布の日からです。また、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例、並びに辰野町使用料条例にそれぞれ中央高畑、上島いきいき交流センターを加えます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号、及び議案第14号につきましては会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号及び議案第14号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第17、議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について。日程第18、議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について。議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条

例の制定について、の2議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、従来、介護保険法施行規則及び省令で定めていた地域包括支援センターの運営に関する基本方針や、配置にする人員の基準及び指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は市町村が条例で定めることにされたことを受けまして、当該基準を定めるものでございます。以上、2議案の提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号及び議案第16号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号及び議案第16号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第19、議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。子ども・子育て支援法の施行により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定めるものであります。1ページの第1条は趣旨、第2条は定義であります。第3条は保育料で第1項第1号では辰野町特定教育保育施設等の保育料で別表第1に定める額であります。これは1号認定でいわゆる教育認定、幼稚園、認定子ども園の保育料であります。第2号は別表第2に定め

る3歳以上の2号認定、3歳未満の3号認定、いわゆる保育認定の保育料であります。第4条以降は保育料の徴収、通知、中途入園、退園児童に関わる保育料等になっております。以上、提案理由を申しあげました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願ひ申しあげます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第20、議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由をご説明申しあげます。この施設は子どもから高齢者までの交流を深める拠点として設置いたしました。この世代間交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。内容につきましては第1条が趣旨、第2条、設置。第3条、名称及び位置。第4条管理。となっております。以上、提案理由を申しあげましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第21、議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、安全・安心な生活の場を与えてその健全育成を図るよう児童福祉法の規定に基づき設備及び運営に関する基準を定めるための条例を制定するものでございます。第1条は、条例の趣旨、第2条は定義、第3条は目的、第6条は一般原則であります。第11条は職員の職員関係の配置、資格等を定めています。第15条は運営規定、第19条は開所時間及び日数を定めています。施行期日は平成27年4月1日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号につきましては福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第22、議案第20号、辰野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第20号、辰野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。上伊那消防広域化に伴い、町職員として消防職員の採用がなくなることにより、第3条中、「(消防職員については様式第2号)」を削るものです。また様式第2号についても同様に削るものであります。平成27年4月1日から施行をするものでございます。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号、辰野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第21号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。特別職の常勤3名の給与について1月27日に辰野町特別職報酬審議会から報酬等の改正について現行の額の据え置き、引き続き抑制措置を講ずることが妥当であるとの答申を受けて、引き続き1年間の削減を行うものであります。削減率は100分の7であります。平成27年4月1日から28年3月31日まで附則の改正であります。施行は平成27年4月1日から行うものであります。以上、提案理

由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。行政手続法の一部を改正する法律が昨年6月に施行されたことに伴い、引用条項の整備を行うものであります。法律に規定された用件に適合しない行政指導を受けたと思慮する場合について、その行政指導の中止等を求め、第34条の2として1条を加えます。法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を第4条の2として1章、第34条の3の1条を加えるものであります。平成27年4月1日から施行するものであります。また辰野町税条例において辰野町行政手続条例の引用条項がありますので、合わせて改正するものであります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号につきましては会議規則第37

条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号につきましては総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第25、議案第23号、辰野町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第23号、辰野町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。上伊那消防広域化に伴い第2条第5項第6号中「伊那消防組合」を「上伊那広域消防」に改めるものでございます。平成27年4月1日から施行するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、辰野町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。この条例改正は平成15年にホタル保護条例の制定に合わせてホタル保護育成協力金を観蜚客から協力していただいておりますが、改定をさせていただくものであります。ほたる童謡公園のホタル保護育成施設の老朽化が進み、改修等の費用が増加する中で観

蛍客にもその一部を負担していただき、ホテルの保護育成を一層進めるために、条例の一部を改正したいものであります。辰野町使用料条例、別表第2条関係中、下辰野側入園料、ホテル保護育成協力金であります。現在1回300円を500円とするものです。合わせて団体割引を行い、15人以上の場合に適用としますが1人1回400円とするものであります。なお中学生以下はこれまでどおり無料、辰野町民も確認できるもので無料とし、新たに辰野高校生徒、豊南短期大学生の入場も無料とするよう考えております。この条例は公布の日から施行するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号につきましては会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号につきましては総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第27、議案第25号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第25号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。次世代育成支援対策推進法等の一部改正に伴い、附則の引用条例の条項の改正であります。「法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号、若しくは第3項第2号」を「法第13条の2、第1項第1号から第3号まで、若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改めるものであります。公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものでございます。以上、提案理由を説明いた

しました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。福祉医療給付事業における障がい児に対する所得制限を廃止することにより、医療費にかかる負担の軽減を図るために辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正するものでございます。長野県が27年度からの子育て支援施策の充実の一環として福祉医療給付事業の対象者を1つとして、入院の場合の現在の小学校3年生までを中学校卒業までに拡大すること。2つとして、障がい児に対する所得制限を廃止することとしました。これに伴い辰野町では1点目につきましては既に満18歳までを対象としておりますので改正する必要はございません。2点目の障がい児に対する所得制限につきまして町も同様に所得制限を廃止することとし、医療費にかかる負担の軽減を図るものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号につきましては福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第29、議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成12年度から始まりました介護保険制度も平成26年度で第五期が終了いたしましたして27年度から29年度までの第6期に向けて介護保険料の改定をお願いするものでございます。介護保険料は1号被保険者の保険料を一定の基準により徴収することと謳っており今後3年間の各種介護サービスに有する費用の推計を基に算定をいたしました。今回介護保険の1号被保険者保険料の低所得者軽減強化に今後取り組むため、国の示す9段階を取り入れかつ、本人が課税されている被保険者の保険料率を前回と大きく変化させないため2段階増やし、全体を前回9段階であったものを11段階の所得段階といたしました。基準額は第3条第1項第5号の年額6万2,160円となり、現在に比べ18.0%、金額では9,480円の増額となります。月額に直しますと4,390円から5,180円となり790円の増額となります。今回の増額の主な理由は後期高齢者の増加に伴います介護認定者数及び介護給付費の増加に加え、地域包括システムの構築のためのサービスの基盤整備によるものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号につきましては会議規則第37

条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号につきましては福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第30、議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第31、議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。以上、2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。2議案一括して提案理由のご説明を申し上げます。地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称一括法の成立により平成24年度に指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の条例を町として定めました。今回、国が定めました基準の改正により町の条例を改正するものです。改正点につきましては複合型サービスを看護、小規模多機能型居宅介護に改める事業所名の変更及び登録定員の変更が主なものでございます。以上、2議案の提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号及び議案第29号につきまして

は会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号及び議案第29号については福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第32、議案第30号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

提案理由を説明させていただく前にお詫び申し上げます。議案中、条例名の中のですね、及びが本来漢字表記であるところをですね平仮名表記となっており差し替えをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。それでは議案第30号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。昨年8月31日をもって介護老人保健施設、旧福寿苑であります但閉鎖となりました。福寿苑の管理等ご審議いただく運営委員につきましては本年3月をもってその任が終わることから条例の一部を改正したいとするものでございます。別表第1条2条関係の日額で支給する報酬の項中、介護老人保健施設運営委員会の委員を削るものでございます。施行日は4月1日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第30号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。日程第33、議案第31号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第31号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。下水道法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。内容につきましては水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令の一部改正に伴い、下水道法施行令第9条の4項に規定する下水道を使用する特定事業所に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物に関わる排水基準が強化され、1リットル中0.03ミリグラム以下となり、その基準に適用するための改正です。施行日は公布の日から施行いたします。なお、現在辰野町でこの特定事業所に該当する事業所はございません。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第31号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。この条例は子ども・子育て支援法の制定により、保育の実施にかかる基準が変更になるため、条例の一部を改正するものであります。第5条、現行では「保育することができない」になっておりますが、「保育することが必要であると認められる場合に行うものとする」に改正します。また、9条、「保育料を辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例で定める」に変更します。なお、第10条及び第

11条につきましては削除となります。この条例につきましては平成27年4月1日から施行といたします。以上であります。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号につきましては会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第32号につきましては福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第35、議案第33号、辰野町介護老人保険施設特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第33号、辰野町介護老人保険施設特別会計条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。昨年8月31日をもって介護老人保健施設、旧福寿苑が閉鎖となりその機能がなくなりました。これにより26年度をもって清算、決算することになります。したがって、その特別会計条例を廃止したいとしますのでございます。施行日は平成27年4月1日からです。なお、今後生じる施設の維持管理経費等につきましては一般会計にて処理する予定でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第33号、辰野町介護老人保険施設特別会計条例を廃止する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のと

おり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 22分

再開時間 11時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第36、議案第34号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え事業費確定などに伴う分担金負担金、国県支出金、繰入金、町債等の変更及び不用額の調整、財政調整基金繰入金の調整などがあります。この補正総額は9,091万6,000円の減額であり、予算総額は88億2,801万7,000円となりました。その大要を申し上げますと、歳入につきましては地方消費税交付金が1,624万円。地方交付税が1億4,429万3,000円。町債が2,260万円の増額。国庫支出金が1,461万9,000円。基金繰入金は2億8,323万3,000円の減額となる補正であります。歳入の増加分につきましては財政調整基金繰入金の減額を行い、調整いたしました。歳出につきましては総務費ではふるさと寄付金謝礼の増額。選挙費用等の確定等による不用減額が主なものです。民生費では障害者自立支援事業の補助費の増額。事業費確定による不用減額が主なものです。衛生費では予防接種委託料等の事業費確定による不用減額が主なものです。農林水産業費ではニホンジカの捕獲奨励金の増額及び事業費確定による不用減額が主なものです。商工費ではほたる童謡公園事業費の財源組替です。土木費では除雪委託料、融雪剤等の増額及び事業費確定による不用減額が主なものです。消防費では辰野消防署負担金等の不用減額が主なものです。教育費では事業費確定による不用減額が主なものです。災害復旧費では事業費確定による不用減額です。なお、社会資本整備総合交付金事業及び現年災農業施設災害復旧事業につきましては平成27年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。以上のとおり補正予算の概要を申しましたが、ご審議の上、可決くださいますようお願いい

申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第37、議案第35号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第35号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,260万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億240万1,000円とするものです。歳入歳出の主なものを説明いたします。10ページをご覧ください。歳入では基金繰入金の財政調整基金繰入金を2,495万円減額し、11ページで町債の公共下水道債を1,000万円減額しました。歳出については13ページをご覧ください。歳出では水処理センター管理費の需用費と委託料、合計で297万2,000円の不用減額と公共下水道事業の委託料、工事請負費等で2,966万1,000円を減額しました。内容は道路工事に伴う下水道管布設工事が本年度未施工による減額です。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第35号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。日程第38議案第36号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第36号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）

について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,578万3,000円とするものです。歳入歳出の主なものを説明いたします。7ページをご覧ください。歳入では国庫補助金の社会資本整備総合交付金を55万円減額し、8ページでは基金繰入金の財政調整基金繰入金を36万7,000円減額しました。歳出については10ページをご覧ください。歳出では特定環境保全公共下水道費委託料を入札差金により95万8,000円不用減額いたしました。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第36号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。日程第39、議案第37号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第37号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億581万9,000円とするものです。歳入歳出の主なものを説明いたします。歳入では10ページをご覧ください。基金繰入金の財政調整基金繰入金を925万9,000円減額し、11ページの繰越金を304万4,000円追加しました。歳出については13ページをご覧ください。下横川地区水処理施設管理費の委託料193万6,000円の減額は入札差金による減額です。その他、各施設の需用費や修繕料、原材料についてはそれぞれ不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

いたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第37号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。日程第40、議案第38号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第38号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,067万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億1,792万3,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入でございます。国庫負担金のうち、特定健康診査等負担金について国庫負担分の確定により52万4,000円の増額を見込んだものでございます。7ページをご覧ください。療養給付費等交付金について交付額の確定により、330万3,000円を減額するものでございます。8ページをご覧ください。前期高齢者交付金について交付額の確定により7,345万7,000円を増額するものでございます。続きまして歳出でございます。9ページをご覧ください。2款保険給付費につきまして一般被保険者療養給付費につきまして2,000万円を、出産育児一時金につきまして84万円をそれぞれ実績によりまして増額するものでございます。10ページをご覧ください。3款後期高齢者支援金等につきましては確定に伴い、218万6,000円を減額するものでございます。11ページでは4款前期高齢者納付金につきまして確定に伴い27万7,000円を減額するものでございます。12ページをご覧ください。6款、介護納付金につきましては確定に伴い462万7,000円を減額するものでございます。13ページでは7款共同事業拠出金につきまして確定に伴い高額医療費共同事業拠出金を

271万5,000円。保険財政共同安定化事業拠出金を283万9,000円それぞれ減額するものでございます。14ページをご覧ください。8款、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費において国庫負担分が確定により増額したことから財源組替を行い、また疾病予防費において胃がん検診等の委託料を実績により補正するものでございます。15ページでは11款、諸支出金につきまして診療所特別会計におきまして赤字が見込まれるため、国保会計からの繰入金200万円を。また指定公費費への支出金を1万8,000円それぞれ増額するものでございます。17ページでは、歳入の増額に伴い6,035万3,000円を予備費に追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第38号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。日程第41議案第39号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第39号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ783万1,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入、診療収入について診療実績に基づいて225万円を減額するものでございます。7ページをご覧ください。他会計繰入金として、ただ今、国民健康保険特別会計補正予算でも申し上げましたとおり、この診療所特別会計におきまして赤字が見込まれることから国保会計から繰入金を200万円計上いたしました。8ページをご覧ください。繰越金の確定により8万1,000円減

額いたしました。歳出につきまして9ページをご覧ください。施設管理費のうち、川島診療所の出張診療委託料29万5,000円を増額いたしました。医業費は第一診療所の需用費、消耗品費を70万円減額し、川島診療所の需用費、消耗品費7万4,000円を増額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第39号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。日程第42議案第40号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第40号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,776万円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料のうち、普通徴収保険料につきまして400万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療徴収費の保険料納付金を400万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第40号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。日程第43議案第41号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第41号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。予算第3条に定めた支出のうち、第1項、医業費を1,660万円の増額補正、第2項、医業外費用を1,060万円の増額補正するものであります。3ページをご覧ください。収益的支出、医業費用、給与費のうち、手当を1,660万円増額補正し、医業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費のうち企業債利息を1,060万円増額補正するものです。手当につきましてですが、12月議会で補正予算第2号として可決いただきました減額補正のうち、手当につきまして見積り誤りがあり、不足する事態になったために増額補正するものです。申し訳ございませんでした。また、企業債利息につきましては解体撤去した旧辰野病院西病棟の平成3年度企業債の繰上償還を、当初9月に予定しておりましたが関東財務事務所の事務所との協議の中で3月に償還することになったために不足分を今回補正するものでございます。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○中谷（11番）

ちょっとお尋ねをしたいんですけども、ただ今の事務長の方から説明ありまして概略は分かりましたけれども、12月にも補正をしてありますし、またここで給与費の1,660万円というのの追加についてはそこに内訳がありますけれども、どんなような事

情でこういうものが増額になったかっていうことをちょっと解説をお願いします。

○辰野病院事務長

ただ今、ご説明しました12月補正の時に手当としまして1,850万円減額補正いたしました。先ほど申しましたとおり本来見積もり誤りがあったために、本来でしたら1,850万円を減額しなく、当初はしてしまっただんですが今回その分が足りなくなってしまったということで1,660万円、こちらを今回増額補正をするということでお願いいたします。

○中谷（11番）

ということは目測が甘かったってことか、あるいは患者が増えていろいろ手当とかそういうものがどうかしたのか、その実態をねちょっとお願いします。

○辰野病院事務長

手当につきましては、当初、扶養手当とか住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等、その他の増減分ということで2,499万2,000円減額するところでありました。その増減分としましては人事院勧告によります給与改定ということで649万2,000円増額ってということで合わせまして1,850万円の減額を12月補正でしたところでもあります。ただ、先ほど申しましたとおり扶養手当を2,499万2,000円減額したんですが、職員の計算間違いついていうか、それがございまして今回元に戻させていただくということ1,660万円を増額させていただくってということになります。

○中谷（11番）

特に人件費にかかるものについてはこれは最初からある程度予測のつくものでありますので、しっかり精査して何度も補正をしないようにしっかり監督していく、経理上必要があるじゃないかということで、私はその問題を感じましたので、よろしく今後お願いします。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第41号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第41号は、原案のとおり可決されました。日程第44議案第42号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第42号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の予算総額につきましては18億9,571万5,000円と増減はございません。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では介護保険のシステム改修費として国より補助金309万9,000円を増額し、7ページの一般会計からの繰入金309万9,000円を減額するものです。8ページをご覧ください。歳出については財源組替でございます。歳出の内容についての変更はございません。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第45、議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。新しく指定をする2施設と、この27年3月31日をもって指定期間が満了する1施設について指定管理者の指定の議決を求めるものであります。1番目の辰野町中央高畑いきいき交流センターと2番目の辰野町上島いきいき交流センターにつきましてはこの3月施設が完成いたしますので、施設の設置及び管理に関する条例に基づき宮木区と上島区に指定するものでございます。指定期間はそれぞれ平成27年4月1日から28年3月31日までとするもので、以後、協定により延長することができるものもございます。3番目の辰野町世代間交流施設、世界昆虫館でございますが平成12年に幼児から高齢者までの幅広い世代の共通の趣味である昆虫を通じて交流を図ることを目的に開館いたしました。平成21年度から町と川島陽江氏との間で指定管理に関する協定を締結し、以来継続して運営されてきました。施設内の昆虫の

増殖、飼育及び標本の保存、展示等について技術を有するものがほかになく、川島氏の昆虫に関する知識とノウハウは管理者として適任であることから施設の設置目的を最も効果的に達成できるものと認め、公募によらない指定管理者として選定委員会と選定審査会の審査を経て、引き続き指定をするものです。指定期間は平成27年4月1日から29年3月31日までの2箇年間とし、指定管理料は前回と同額の年額100万円とするものがあります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第43号につきましては、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第46、議案第44号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第44号、債権の放棄について提案理由を説明申し上げます。上水道料金の債権の放棄につきまして地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めものです。内容につきましては1、債権の名称、上水道料金。2、債権の金額が合計で95万2,081円。債権放棄件数が合計で84件。3、放棄の理由が10ページ別紙のとおり債権者の居住不明、死亡、倒産等によるものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしく願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第44号につきましては総務産業常任委員会付託することに決定いたしました。日程第47、議案第45号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第45号、債権の放棄について提案理由をご説明申し上げます。債権の放棄につきまして地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。債権の名称、町立辰野病院診療費一部負担金。現金額並びに債権放棄件数 560万7,140円。45件。債務者並びに放棄の理由につきまして別紙のとおりであります。2枚目をご覧ください。債権放棄の内訳のとおり、総額 560万7,140円、45件となります。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号につきましては会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第45号につきましては福祉教育常任委員会付託することに決定いたしました。日程第48、議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。町の人権擁護委員は現在5名の方が法務大臣から委嘱されております。任期は3年となっており平成27年6月30日をもって1名の方が任期満了となり、また7月1日から1名の増員が認められております。今回提案申し上げますのは小野聰子氏と、加藤敬子氏の2名をそれぞれ人権擁護委員として適任であるので、候補者に推薦したいと考えるものであります。小野氏は現在1期目で伊那人権擁護委員協議会の専門部会、子ども人権部会長として意欲的に、また積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいているところでございます。加藤氏につきましては辰野町の保育士として、長年勤務され平成26年3月中央保育園園長を最後に退職されました。その間、子どもたちは子育てに奮闘する大人との深い関わりを持ってこられました。人権に関する関心も高く、現職時代豊富な経験と知識をお持ちであります。子どもや女性の人権問題が多くなってきている今日、両氏ともに人権擁護委員として適任であると考えます。今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべく、提案申し上げますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり同意されました。日程第49議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について提案理由を申し上げます。伊那消防組合の解散に伴い、伊那消防組合から事務受託を

廃止するため地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第47号につきましては総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第50、議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について提案理由を申し上げます。中央自動車道に関する救急業務に係る事務を受託することについて上伊那広域連合と事務委託の範囲、経費の負担、その他について規約を定め協議するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第48号につきましては、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第51、報告第1号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、報告を求めます。

○教育次長

報告第1号、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27号の規定により別紙のとおり提出いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年6月に改正され、教育委員会の責任体制の明確化の1つとして教育委員会はその教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。1ページをご覧ください。教育委員会委員の改選があり、10月1日互選により赤羽康徳氏が委員長に塚間大治氏が委員長代理に就任いたしました。また、次に外部評価委員でございますが元、町事務事業評価委員の外戸明氏、宮木と、元町公民館館長の磯野美鈴氏、北大出の2名をお願いし、計5回開催をいたしました。2ページをご覧ください。点検及び評価の実施概要は教育委員会会議の開催状況、審議案件、活動状況等を明らかにし第五次総合計画に基づく基本計画の項目、事務事業について評価を実施いたしました。教育委員会の活動状況は毎月の定例会と臨時会、合わせて14回の会議が開催されました。付議案件等についてはご覧のとおりであります。13ページ、14ページの関連事務事業の評価結果については、担当職員が評価した内容であります。これらを元に2名の外部評価委員によるヒヤリングを3回実施してまいりました。その結果、15ページ以降辰野町教育委員会の評価報告として添付しております。ご覧いただきたいというふうに思います。報告内容につきましては1、評価の結論としまして(1)教育委員会は教育委員会業務は職種によっては専門知識が必要になります。町民とのCS(お客満足度)アップに向け知恵を出し、真摯に業務に邁進している姿が感じられました。(2)ヒヤリングの中で特にコンプライアンス(法令順守)も議論の柱の1つにした。要は「事実がすべての基本」の考え方で業務を進めてほしいということである。(3)ヒヤリングの事務事業評価、今後の進め方の中に「検討する」の文言がいくつかあり時期(納期)を明示することで仕

事の仕方を工夫しないと納期達成にはできにくいからである。むろん結論が簡単に出せないケースはあると思う。(4) 教育学者、森信三氏は職場再建の3原則として①時を守り、②職場を清め、③札を尽くすと解いている。これを具体的事例をあげ議論した。職務遂行に必要と考えたからである。というふうになっております。2、行政評価システムとは何か。3、ヒヤリング実施スタイル。4、実施した事務事業名などについてはそこに記載したとおりであります。なお、4ページ以降につきましては評価をした事務事業シートの代表の部分載せてあります。以上であります。

○議長

ただ今報告がありました報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。日程第52、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。(局長)

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

ただ今の陳情1件につきましては、総務産業常任委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。

(永年勤続表彰の伝達)

○議長

ここで、事務局より連絡事項がございますので、お聞き取りをお願いいたします。

○議会事務局長

それでは、去る2月24日長野県自治会館で行われました長野県町村議会、議長会定期総会において地方自治の進展に功績のありました「篠平良平議員、根橋俊夫議員の両名が、全国町村議会議長会より表彰を受けましたので、ここで副議長より表彰の伝達をしていただきます。副議長、演台の前へお進みください。

(副議長、演台前へ移動)

○議会事務局長

それでは、表彰者のお名前を申し上げます。演台の前へお願いします。

篠平 良平 辰野町議会議員

根橋 俊夫 辰野町議会議員

(副議長より 表彰)

○議会事務局長

ここで議会を代表して、宮下副議長からお祝いのご挨拶をお願いします。

○副議長

ただ今、篠平議員、根橋議員、ご両名に対し全国町村議会議長会から地方自治の進展に大きな功績を残されたことに対し、永年勤続表彰が送られました。辰野町議会といたしましても名誉なことであり、議会を代表して一言お祝いを申し上げます。両氏はともに平成11年初当選以来、4期16年の長きにわたり町政に参画し地方自治の発展と町民の代表として福祉増進など多大の貢献をされました。篠平氏におかれましては議長職6年、根橋氏におかれましては副議長職を2年務められ、ともに町議会の円滑な運営に尽力をいただきました。多年のご功勞に対し深く敬意を表するしだいであります。両氏には今後も引き続き町政発展のためいっそうのご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますがお祝いの言葉とさせていただきます。どうもおめでとうございました。

○議長

以上で表彰伝達を終わります。

以上をもちまして本日の会議は散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

11. 散会時間

散会時間 11時 55分